

## IoT・AI活用指導者育成研修運営支援業務プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下、「富山県新世紀産業機構」という）及び富山県では、県内ものづくり企業を中心にIoT・AIの導入に向けた支援の強化に取り組んでおり、①県内企業の改善につながるIoT・AI活用人材を育成する「指導者育成研修事業」、②県内企業のIoT・AI導入及びデータ利活用の促進に向け、専門的かつ広範な相談に対応する体制を構築するとともに、育成した指導者を企業へ派遣し、IoT等を活用した現場改善等を指導する「指導者派遣事業」を実施する。

本実施要領は、IoT・AI活用指導者育成研修運営支援業務委託プロポーザルの業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

IoT・AI活用指導者育成研修運営支援業務

#### (2) 業務内容

別紙「IoT・AI活用指導者育成研修運営支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和3年12月24日（金）まで

#### (4) 委託予算額（上限額）

4,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定します。

### 3 プロポーザル参加資格要件

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) 富山県新世紀産業機構等で行う打合せ等に常時参加できる体制を取れること
- (3) 研修の企画・実施にあたり、富山県立大学と円滑な連携・協力ができること
- (4) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (6) 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「役員等」という）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められる者

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者

#### 4 参加手続き

##### (1) 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、令和3年6月23日（水）午後5時までに質問書（任意様式）をイノベーション推進センター プロジェクト推進課へ、電子メール又はFAXにより提出してください。

なお、提出いただいた質問については、令和3年6月24日（木）までに、富山県新世紀産業機構ホームページに、これに対する回答を掲載します。

##### (2) プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される方は、参加申込書（様式第1号）を令和3年6月28日（月）午後5時まで（必着）にイノベーション推進センター プロジェクト推進課に電子メール又はFAXで提出してください（必ず電話で着信の確認を行うこと）。

#### 5 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、別紙の「IoT・AI活用指導者育成研修運営支援業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。

##### (1) 提出期限

令和3年6月30日（水）午後5時必着

##### (2) 提出場所（問い合わせ先）

〒930-0866 富山市高田 529

公益財団法人富山県新世紀産業機構イノベーション推進センタープロジェクト推進課

### (3) 提出書類

次の①～④の書類をセットして、8部（本通1部、写し7部）提出してください。  
（提出書類は返却しません。）

#### ① 法人概要又は法人概要パンフレット

#### ② 企画提案書（任意様式）

ア 別紙の「IoT・AI活用指導者育成研修運営支援業務委託仕様書」を参照の上、提案すること

イ 講義・ワークショップの内容や業務実施体制、スケジュールなどの提案内容が簡潔にわかるようにすること

ウ 追加可能な企画など、独自要素も提案すること

#### ③ 業務実施体制

#### ④ 経費見積書（A4：任意様式）

ア 上記2の予算の範囲で作成すること

イ 本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること

ウ 内訳が具体的に分かるように記載すること

## 6 審査及び委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。

プロポーザルへの申込みがあった事業者から提出された企画書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者として選定する。

### (1) 審査、選定方法

企画提案書による書面審査を行い、本事業の実施に適切な業者を委託業者として決定します。

※プレゼンテーションは行いません。

※必要に応じて、機構より提案書の内容について聞き取りを行うことがあります。

### (2) 審査の観点

#### ①企画提案に関する事項

- ・事業の趣旨に沿っているか
- ・実現性の高い内容であるか
- ・スケジュールは適切であるか
- ・効果的に実施するための独自の提案、工夫がなされているか

#### ②富山県立大学との連携に関する事項

- ・富山県立大学と円滑な連携・協力ができる体制であるか
- ・富山県立大学との連携・協力において独自の提案、工夫がなされているか

### ③業務遂行能力に関する事項

- ・事業を円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有しているか

### ④見積額に関する事項

- ・業務に係る経費の内訳が妥当なものとなっているか

## (3) 審査結果

- ①審査結果は、すべての提案者に後日、書面で採否のみ通知します。
- ②審査経緯は公表しません。

## 7 契約手続き等

プロポーザルの結果、採用となった場合は、当機構と協議のうえ、最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとします。

なお、委託業務によって新たに制作された成果物、その他これに類するものの著作権は、当機構に帰属するものとします。ただし、既に著作権が設定されている教材や市販の参考本については、帰属の対象外とする。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (2) 参加申し込み後にプロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者があらかじめ当機構と協議し、当機構が認めた場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (4) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用するため、業務完了後に会計監査等の対応が生じることがあります。
- (5) 受託者は委託事業を実施するにあたり業務上知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) この要領の内容に不明点がある場合は、富山県新世紀産業機構担当の指示に従うものとします。

## 9 スケジュール

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 質問書の提出期限    | 令和3年6月23日（水）午後5時 |
| (2) 質問への回答      | 6月24日（木）         |
| (3) 参加申込書の提出期限  | 6月28日（月）午後5時     |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 6月30日（水）午後5時     |
| (5) 審査結果通知、契約締結 | 6月30日（水）以降       |

10 提出先・問い合わせ先

〒930-0866 富山市高田 529

公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター プロジェクト推進課

担当者：佐山、源

Email : [t.minamoto@tonio.or.jp](mailto:t.minamoto@tonio.or.jp)

TEL : 076-444-5608 / FAX : 076-444-5630